

令和8年4月から

# 『塩尻市』名義の

# 共催・後援申請窓口が変わりました

## POINT1

令和8年3月31日まで

秘書広報課で  
受付

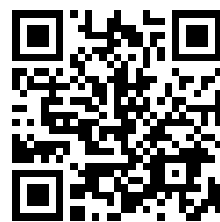
令和8年4月1日～

事業やイベント内容に応じた  
担当課で申請を受付※

- ※ 経過措置として、令和8年度は従来どおり秘書広報課でも書類受付を行い、書類は担当課へ引き継ぎます。その際、決定まで通常より時間を要する場合があります。承認等の結果通知も担当課から送付します。また、令和9年度以降は担当課のみでの受付となります。
- ※ 「塩尻市教育委員会」名義の共催・後援申請は、従来どおり教育委員会各課へ申請ください。

## 令和8年4月以降の 「塩尻市」名義の共催・後援申請窓口

右のコードから組織一覧と業務案内をご覧ください。  
事業内容に関連する担当課の窓口にてご提出ください。  
担当課が不明の場合は、秘書広報課へご提出をお願いします。



- ※ 申請いただいた事業の内容によっては、受付後に別の担当課へ引継ぎをする場合があります。
- ※ 事業開催日の30日前までに申請をし、事業終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- ※ 共催・後援の対象となる事業や、必要書類については裏面をご覧ください。

## POINT2 「塩尻市」名義と「塩尻市教育委員会」名義 双方への申請が

書類1部で申請できるようになりました

これまでは…

秘書広報課へ

教育委員会担当課へ

塩尻市  
名義

申請書

教育委員会  
名義

申請書

書類を2部作成し、それぞれの窓口へ提出

令和8年4月から

事業担当課 or 教育委員会担当課へ

塩尻市  
教育委員会

申請書

書類1部のみで双方へ申請可能に！

双方にを入れて  
申請すれば、  
1部のみでOK！

- ※ 「塩尻市」名義と「塩尻市教育委員会」名義の申請担当課が異なる場合、いずれかの担当課へ提出してください。もう一方の担当課へは庁内で引き継ぎます。また承認等の結果通知についてはそれぞれの担当課から送付されます。
- ※ 塩尻市教育委員会への申請は、事業の目的及び概要が教育、学術、文化等の向上及び普及に寄与する事業に限ります。
- ※ 令和8年4月からの新様式は市ホームページ（右のコード）からダウンロードすることができます。



## ●共催・後援の対象となる事業

次に掲げる要件のすべてを満たす事業が該当になります。

- ・市の施策の推進に寄与すると認められる事業
- ・広く市民を対象として実施され、公益性が高い事業
- ・事業の遂行が可能であると認められる団体等が主催する事業
- ・事業の開催場所において、公衆衛生、安全管理、事故防止等に関する措置が講じられている事業

※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、共催・後援の対象としません。

- ・営利を目的とする事業
- ・会員等の勧誘を目的とする事業
- ・開催期間が1年を超える事業
- ・法令または公序良俗に反する事業
- ・政治的活動及び宗教的活動である事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

## ●申請書類

### 必 要 書 類

- 塩尻市共催・後援承認申請書
- 事業の開催要項、企画書その他の事業の詳細がわかる書類
- 事業の収支予算書
- 団体等の規約、会則その他これらに類するもの

## ●承認または不承認の決定

申請のあった書類を審査のうえ、共催・後援の承認または不承認を決定したときは、申請団体等に通知します。

## ●事業内容の変更または中止

共催・後援の承認を受けた事業の内容を変更するときは「塩尻市共催・後援事業変更承認申請書」を、事業を中止するときは「塩尻市共催・後援事業中止届」を提出してください。

## ●事業の実績報告

共催・後援の承認を受けた事業が完了したときは、収支決算その他必要な書類を添えて「塩尻市共催・後援事業実績報告書」を提出してください。

各書類の様式は市ホームページよりダウンロードすることができます。  
<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/8/3056.html>

